

「取締役会の実効性」に関する評価結果の概要について

コーポレートガバナンス・コード 原則 4-13（3）関連

当社は持続的成長を支える経営管理態勢の確立とコーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、2017 年 9 月より監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、コーポレートガバナンス・コード 原則 4-13（3）については、取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、持続的に改善を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する自己評価を実施しております。

この度、2026 年 6 月期の当社取締役会の実効性について分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要をご報告いたします。

記

1. 分析・評価プロセス

【対象者】	2026 年 6 月期末の全取締役 8 名（監査等委員でない取締役 5 名及び監査等委員である社外取締役 3 名）
【実施方法】	対象者に対するアンケートへの回答に基づき、取締役会にて討議・検証を実施。
【主な評価項目】	① 取締役会の運営（開催頻度・審議時間・招集手続き） ② 取締役会の内容（議案書・報告書の提示時期・内容、議案審議事項、審議状況、議事録作成時期と内容） ③ 取締役会の機関設計（員数、機関設計、指名・報酬委員会） ④ 取締役会の実効性に関するその他自由意見

2. 評価結果概要

①取締役会の運営（開催頻度・審議時間・招集手続き）

取締役会の開催頻度（月 1 回の定時取締役会開催と機動的な臨時取締役会を開催。さらに必要に応じて会社法第 370 条および定款第 27 条の規定に基づく書面決議も実施）、審議時間、招集手続きについて問題なく概ね適切との評価であった。

②取締役会の内容

議案書・報告書の事前提示時期、内容は概ね問題なく、議案審議事項の適法・規程遵守状況に問題はなく、審議状況についても活発な審議ができていると評価された。議事録作成の時期と記載内容についても概ね問題なく適切であるとの評価であった。

なお、中期経営計画に係る PDCA サイクルマネジメントをより強化すべきと認識された。

③取締役会の機関設計等

現在の取締役の員数については概ね問題なく、任意の指名・報酬委員会について維持が望ましいとの意見が大半を占めた。

業務執行取締役と社外取締役の人数バランス、取締役の後継者育成は引き続き検討課題として認識された。

当社は、引き続き取締役会の実効性向上に努め、監督機能とコーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

以 上